

認定行動療法士 資格認定規程細則（更新に関わるもの）

1. 一般社団法人日本認知・行動療法学会（以下、本学会という。）「認定行動療法士」資格認定規程に基づき、本細則を定める。
2. 資格認定証の有効期限は、2度目の更新が完了するまでは3年、2度目の更新以降は6年であり、更新手続きは次のとおりとする。
 - I. 資格認定を更新する者は、所定の申請書、証明書を添えて、資格認定委員会宛申請する
 - II. 資格認定委員会における更新の審査は原則的には書類審査によって実施され、理事会の議を経て決定される
 - III. 更新申請者は更新希望日から起算して過去3年間（2度目の更新まで）、あるいは過去6年間（3度目の更新以降）において、以下のA.B.の条件を満たしていることを要する
 - A) 本学会の主催する専門行動療法士、認定行動療法士（行動療法士限定研修会）のための研修会の受講（2時間以上）
 - B) 本学会で研究発表を1回以上行っているか、あるいは認知・行動療法に関する研究論文1編以上の公表。ただし共著論文の場合は申請者が筆頭著者か、第2著者、第3著者のものに限る
 - IV. 海外留学、病気などやむをえない事情がある場合は、更新申請者の願い出により、更新を1年間猶予することができる。
 - V. 更新時の資格登録料は、10,000円とする。ただし、更新の猶予を受けた場合は、猶予期間1年あたり3,000円の登録料がこれに加算される。
3. 本資格を持つ者が「専門行動療法士」の資格認定を受けた場合、「認定行動療法士」の資格は失効する。
4. 本細則の改正は、理事会の承認を得るものとする。

附 則

本細則は、平成26年4月1日より施行する。

専門行動療法士 資格認定規定細則（更新に関わるもの）

1. 一般社団法人日本認知・行動療法学会（以下、本学会という。）「専門行動療法士」資格認定規程に基づき、本細則を定める。
2. 専門行動療法士資格認定規程第3条（2）の特別措置については、次のとおりとする。
 - （1）「研修を延べ30時間以上」の一部または全部についての読み替えは、下表に基づいて委員会が研修相当時間として認定する。ただし下表のC領域に属するものについては必要研修時間の2分の1を超えないものとする。また、表中の連名者とは、第2、第3著者までを指すものとする。

A 領域:本学会に関するもの

・本学会研修会講師	1コマ	6時間
・本学会機関誌「認知行動療法研究」原著・実践研究	筆頭者	6時間
	連名者	3時間
資料・展望	筆頭者	4時間
	連名者	2時間
その他	筆頭者	2時間
	連名者	1時間
・本学会大会等における研究発表	筆頭者	3時間
	連名者	1時間
・本学会：シンポジウム、記念講演など	企画・司会	2時間
	スピーカー	4時間

B 領域:著書（認知・行動療法に関するもの）

・単著		6時間
・分担執筆	6時間を執筆者数で割り、1時間未満の端数は切り上げる	
・監修・編集		2時間

C 領域

・他学会誌等論文（認知・行動療法に関するもの）	筆頭者	2時間
	連名者	1時間
・他学会等発表（認知・行動療法に関するもの）	筆頭者	1時間

3. 資格認定証の有効期限は6年であり、更新手続きは次のとおりとする。
 - I. 資格認定を更新する者は、所定の申請書、証明書等を添えて、資格認定委員会宛に申請する。

- II. 資格認定委員会における更新の審査は、原則的には書類審査により実施され、理事会の議を経て決定される。
 - III. 更新申請者は更新希望日から起算して過去 6 年間に於いて、以下の A.を含む 10 時間以上の研修を受けていることを原則とする。
 - ① 本学会の主催する専門行動療法士、認定行動療法士のための研修会（2 時間）
 - ② 本学会の主催する研修会
 - ③ 細則 2（1）の A 領域に示す研修相当時間
 - IV. 海外留学、病気などやむをえない事情がある場合は、更新申請者の願い出により、更新を 1 年間猶予することができる。その場合、猶予された年数あたり 3,000 円を、次回更新時の登録料に加算する。
 - V. 「専門行動療法士」資格を持つ者のうち、本学会に対して著しい功があったと認められた者に関しては、常任理事会の議を経て更新手続きを省くことができる。
 - VI. 更新時の資格登録料は、20,000 円とする。
4. 本細則の改正は、理事会の承認を得るものとする。